

## 福岡県国民保護協議会運営規程(案)

### (趣旨)

第1条 この規程は、福岡県国民保護協議会条例(平成17年福岡県条例第11号)(以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、福岡県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集)

第2条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を附記しなければならない。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

3 会長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者の出席を認めることができる。

### (部会における準用)

第3条 条例第4条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### (幹事会議)

第4条 会長は、協議会における審議を補佐させるため、必要に応じて、幹事の会議を開くことができる。

### (協力要請)

第5条 会長は、協議会における審議のために必要な場合は、関係機関の長及び関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他の協力を求めることができる。

### (会議録)

第6条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部消防防災安全課生活安全室において処理する。

### (委任)

第8条 この規程の定めのあるものを除くほか、必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規程は、平成17年5月 日から施行する。